

アナログ規制見直しに係る条例等の改正に係る パブリックコメントを実施します

- 本市では、国施策と連動しながらデジタル化の取組を進めているところです。
- この度、国において法令改正等により、デジタル化を妨げる書面掲示等の「アナログ規制」の見直しが順次行われており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。
- これを踏まえ、本市におけるアナログ規制見直しに係る条例等（6条例・5規則）の改正を行いますので、パブリックコメントを実施し市民の皆様から広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和6年6月3日（月）から7月2日（火）まで

※ 郵送の場合は、7月2日（火）消印有効

※ 持参の場合は、7月2日（火）17時15分まで

2 資料の閲覧について

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。また、以下の場所でも御覧いただけます。

- （1）かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- （2）各区役所市政資料コーナー、各市民館・図書館
- （3）総務企画局デジタル化施策推進室（市役所本庁舎10階）

※閲覧できる資料は別添のとおりです。

3 意見の提出方法

意見提出フォーム（市ホームページ）、郵送、FAX、持参のいずれか

※市ホームページについては、下記URLまたは二次元コードからアクセスできます。

なお、ホームページについては6月3日に更新し、資料や意見提出フォームへのリンクを掲載いたします。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000166281.html>



4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局デジタル化施策推進室

電話：044（200）0062

FAX：044（200）3752

5 その他

- ・意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記が必要です。
なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- ・意見提出フォームは、川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用いただくこととしております。
- ・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。
- ・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。
- ・いただいた個人情報は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取り扱います。意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

【問合せ先】

川崎市総務企画局デジタル化施策推進室 加藤
電話 044-200-3567